

28雲契第154号
平成29年3月27日

関係各位

総務部長

現場代理人の取扱いについて（通知）

雲仙市建設工事請負契約書第10条第5項の現場代理人の常駐を要しない場合について、以下のとおり定めましたので、通知いたします。

記

1. 取扱い
別紙のとおり
2. 適用時期
平成29年 4月 1日以降に適用する。

○現場代理人の取扱いについて

1. 現場代理人の常駐を要しない場合

①対象

雲仙市が発注する工事

②現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のア～オのいずれかの要件を満たす場合は、雲仙市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

ア. 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

イ. 契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間（工事中止通知書に示す中止期間）。

ウ. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間。

エ. 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

オ. 建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事（配置技術者の専任が必要とされない工事）で、監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

③監督職員への報告及び承諾

○上記ア～エ 現場施工を行なわない期間

現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等を行わない期間を明確にしておくこと。

なお、作業を行なわない期間を変更した場合は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打合せ簿」等により、その期間を明確にしておくこと。

○上記オ 監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合

特段の報告の必要はない。

2. 他工事と現場代理人が兼務できる場合

①現場代理人を兼務できる条件

原則として、現場代理人は、1つの工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下の条件及び「②他工事と現場代理人が兼務できる場合」を満たす場合は、現場代理人は他の工事と兼務することができる。

ただし、工事現場の運営、取締りに支障が生じたこと等により、監督職員が現場代理人の兼務が不相当と認めた場合は、兼務を取り消すものとする。

- ・監督職員の求めに応じて、工事現場に速やかに向かう等の適切な対応を行うこと。
- ・現場代理人は、兼務するいずれかの現場に常駐することを原則とし、1日に1回以

上、兼務する全ての工事現場を巡回し、その運営、取締りを行うこと。

②他工事と現場代理人が兼務できる場合

ア. 密接な関係のある工事

市内の公共工事（発注者が国・県等の場合を含む）において、「同一の建設業者」が「同一の場所又は隣接する地区（雲仙市発注工事以外と兼務する場合は10km程度以内）」で、「密接な関係のある二以上の工事」を施工する場合。

ただし、各々が建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事（配置技術者の専任が必要とされない工事）であること。

兼務できる工事の件数は、原則2件とする（主たる工事を除く）。

イ. 一体性が認められる工事（随意契約）

雲仙市が発注する工事において、「同一の建設業者」と締結する「契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事」であって、「それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）」場合。

兼務できる工事の件数に制限は設けない。

ウ. 設計金額500万円未満の災害復旧工事

雲仙市が発注する工事において、「同一の建設業者」が「同一の場所又は隣接する地区」で、「建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事（配置技術者の専任が必要とされない工事）」と、「設計金額が500万円未満の災害復旧工事」を施工する場合。

兼務できる工事の件数は、原則2件とする（主たる工事を除く）。

③監督職員への報告及び承諾

○上記ア 密接な関係のある工事

現場代理人兼務承諾協議書（様式1）により、「密接な関連がある工事」であることの承諾を得た後、本紙の写しを現場代理人決定通知書に添付し、提出すること。

また、雲仙市以外の発注機関の公共工事と兼務する場合は、他発注機関から現場代理人兼務承諾書（様式2）により承諾を得た後、本紙の写しを現場代理人決定通知書に添付し、提出すること。

○上記イ 一体性が認められる工事（随意契約）

特段の報告の必要はない。

○上記ウ 設計金額500万円未満の災害復旧工事

現場代理人を兼務する旨を現場代理人決定通知書に記載し、提出すること。

3. 現場代理人の資格要件

現場代理人には、特別な資格は要しない。

4. 現場代理人の途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

(様式1)

現場代理人兼務承諾協議書

年 月 日

雲仙市長 様

受注者 住所
氏名

印

雲仙市が発注した工事について、弊社が受注している他工事と現場代理人を兼務したいため、「現場代理人の取扱いについて」の規定に基づき、下記の通り兼務について承諾願います。

なお、下記の者が前記取り扱いに規定されている全ての要件を満たしていることを誓約いたします。

記

現場代理人の氏名		(フリガナ)
当該工事 (雲仙市)	工事番号	
	工事名	
	工事場所	雲仙市 町
他工事	発注機関	
	工事番号	
	工事名	
	工事場所	雲仙市 町
	請負代金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	工事概要	
当該工事現場との距離		k m

※発注機関が雲仙市以外の場合、現場代理人兼務承諾書(様式2)を添付すること。

※「密接な関連がある」ことを判断できる資料(図面等)を添付すること。

上記について、

	承諾します。 ただし、「現場代理人の取扱いについて」の2. ①の他工事と現場代理人が兼務できる条件を遵守すること。現場代理人の兼務が不相当と認めた場合は、兼務を取り消すものとします。
	承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。

年 月 日

様

雲仙市長

印

(様式2)

現場代理人兼務承諾書

年 月 日

受注者 様

他工事発注機関名



下記工事について現場代理人が兼務することを承諾します。

記

現場代理人の氏名		(フリガナ)
当該工事	工 事 番 号	
	工 事 名	
	工 事 場 所	雲仙市 町
他 工 事 (雲仙市)	発 注 機 関	雲仙市 部 課
	工 事 番 号	
	工 事 名	
	工 事 場 所	雲仙市 町
	請 負 代 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工 事 概 要	
	当該工事現場との距離	k m